

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月22日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 小磯 行生

1 契約の概要

- (1) 横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙投票用紙の印刷
- (2) 市会議員金沢区補欠選挙用標旗 9流ほかの作成
- (3) 市会議員金沢区補欠選挙用Aカードほかの印刷
- (4) 市会議員金沢区補欠選挙用不在者投票証明書 6冊ほかの印刷
- (5) 市会議員金沢区補欠選挙用投票所看板 70枚ほかの印刷

2 履行(納品)場所

市選挙管理委員会事務局選挙課及び金沢区選挙管理委員会

3 契約日

- (1) 令和3年9月28日
- (2) 令和3年9月15日
- (3) 令和3年9月17日
- (4) 令和3年9月17日
- (5) 令和3年9月16日

4 履行日又は履行期間

- (1) 令和3年10月6日から10月12日まで
- (2) 令和3年10月6日
- (3) 令和3年9月28日
- (4) 令和3年10月6日
- (5) 令和3年10月6日

5 契約金額

- (1) 1,176,175円
- (2) 545,663円
- (3) 109,486円
- (4) 165,836円
- (5) 317,020円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 凸版印刷株式会社横浜営業所
横浜市西区平沼1-39-3
- (2) ナカムラ興業株式会社
横浜市鶴見区平安町2丁目12番地の18
- (3) 株式会社第一サンエー
横浜市港北区大倉山一丁目9番3号
- (4) 株式会社中島印刷所
横浜市南区二葉町4丁目39番地
- (5) 株式会社神奈川機関紙印刷所
横浜市金沢区福浦2-1-12

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

数回程度の校正や印刷に時間を要するため長期の作成期間を必要とする物品である。通常の契約手続きでは十分な作成期間を確保できないことから、至急契約しなければ選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品できず、選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び立候補者にとって償うことのできない損害が生じるため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 凸版印刷株式会社横浜営業所
投票用紙は、校正等を特に慎重に行う必要があり、また本市市長選挙や統一地方選挙等で十分な実績がある唯一の登録業者であり、早期確実に作成可能と判断したため。
- (2) ナカムラ興業株式会社
直近の横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙時において当該物品作成業務にあたった経験があり、早期確実に作成可能と判断したため。
- (3) 株式会社第一サンエー
直近の横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙時において当該物品作成業務にあたった経験があり、早期確実に作成可能と判断したため。
- (4) 株式会社中島印刷所
直近の横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙時において当該物品作成業務にあたった経験があり、早期確実に作成可能と判断したため。
- (5) 株式会社神奈川機関紙印刷所
直近の横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙時において当該物品作成業務にあたった経験があり、早期確実に作成可能と判断したため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課